



火災や自然災害の備えに

住宅あんしん共済

火災・風水雪凍害・地震などのリスクから
あなたの暮らしを守ります。

保障(給付)内容早見表

RENEWAL 今回引き上げおよび新設された給付は赤字部分となります。

※1口単位で希望口数に加入することができます。

基本部分			加入口数による給付額 (単位: 万円)						給付額の計算と確認事項	
給付の種類	被害の程度	給付額 / 1口	1口	2口	3口	4口	5口	6口		
① 火災 航空機の墜落・ 車両突入・ 爆発・落雷	全焼壊	100万円	100	200	300	400	500	600	共済金 罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	半焼壊	50万円	50	100	150	200	250	300	共済金 //	
	小焼壊	10万円	10	20	30	40	50	60	共済金 //	
	見舞	5万円限度	5	10	15	20	25	30	修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。	
② 風水雪 凍害	損壊	全壊	15万円	15	30	45	60	75	90	共済金 罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
		大規模半壊	10万円	10	20	30	40	50	60	共済金 //
		半壊	7.5万円	7.5	15	22.5	30	37.5	45	共済金 //
		小壊	5万円	5	10	15	20	25	30	共済金 //
		見舞	1万円限度	1	2	3	4	5	6	修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。
③ 浸水	1 床上浸水	7.5万円	7.5	15	22.5	30	37.5	45	共済金 罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	2 床下浸水	1万円	1	2	3	4	5	6	復旧にかかった費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。	
NEW ④ 地震災害	1 損壊	全壊	5万円	5	10	15	20	25	30	修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。
		大規模半壊	3.5万円	3.5						//
		半壊	2.5万円	2.5						//
		小壊	1.5万円	1.5						//
		見舞	1万円限度	1						//
2 火災	全焼	20万円	20	40	60	80	100	120	共済金 罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	半焼	10万円	10	20	30	40	50	60	共済金 //	
	小焼	5万円	5	10	15	20	25	30	共済金 //	
	見舞	1万円限度	1	2	3	4	5	6	修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。	
⑤ その他の住宅災害見舞金		1万円限度	1	2	3	4	5	6		
⑥ 生命共済給付金		2万円	2	4	6	8	10	12		

こちらをご覧ください
(PLANT労働組合は、1口)

注意事項
 ●「①、②、④」の全焼・全壊の共済金を受取った場合、残り期間の権利を喪失します。ただし、新規加入することができます。(全焼・全壊以外の場合は、権利が継続します。)
 ●天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災、住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金、見舞金の全部または一部が給付されないことがあります。

支払対象事由と給付の認定基準

1 基本部分

1 火災などのとき (火災、航空機の墜落、車両突入、爆発、落雷、水漏れ、第三者の加害行為、空き巣による家屋の被害)

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 住宅火災(地震のときの火災を除く)が基本対象です。(隣家からの類焼による被害も含みます)
- 車両突入は、家族および同居者以外の第三者による加害行為が対象です。(事故証明の提出が必要です)
- 次の場合は見舞金の対象となります。
 - ①外因により(道路工事など)突発的に生じた住宅内の水道管、排水管の亀裂および破損による水漏れ。ただし、時間の経過により生じた直接原因の証明が困難な被害、宅地の地盤沈下や土砂崩れによる建物以外の被害は対象外となります。

- ②共同住宅で上階の住人による水漏れが原因の被害(加入者が加害者の場合は対象外)。
- ③家族および同居者以外の第三者の加害行為による外部から受けた投石などによる災害。
- ④空き巣など第三者の外部から受けた加害行為による住宅災害(警察署の証明書提出)。
- ⑤住宅の一部とみなす設備、機器(エアコンの室外機、給水設備、給湯設備およびソーラー発電設備)が焼壊失した場合や、風呂の空焚き(釜・浴槽部分)。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率を適用します。
- 畳、床部分に接着したカーペット類、フローリングの焼き焦がし被害は、1口1万円×加入口数が限度です。
- 半焼壊、小焼壊は、被害の程度により、1口につき最高10万円まで付加給付される場合があります。
- 見舞は修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。

2 風水雪凍害 (台風、豪雨、ひょう、降雪、凍結による被害)

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 公的に証明できる天災であることが必要です。(証明は新聞記事などで可)
- 突発的な外因による直接の被害が対象であり、二次的災害(窓や入口ドアの閉め忘れによる室内の被害)や老朽化による雨漏りは含みません。

- 屋根上のソーラーシステムの被害も対象です。
- 住宅の一部とみなす設備、機器(エアコンの室外機、給水設備、給湯設備およびソーラー発電設備)が損壊した場合も見舞金の対象となります。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率を適用します。
- 見舞は修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。
- 修理を行わないうちに、別の風水雪凍害による災害を受けた場合、一括して1回の災害とします。
- テレビアンテナ(パラボラを含む)の被害も対象です。最高1,000円×加入口数となります。

3 -1 床上浸水被害※ ※地下および半地下の被害は含まれません。

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 公的に証明できる天災であることが必要です。(証明は新聞記事などで可)
- 突発的な外因による直接の被害が対象です。(川の氾濫・増水などにより水が建物に一気に押し寄せ、その力で建物に損壊の被害が出たものは含みません。)
- 水が時間をかけ、徐々に水位が上がり地盤面を超え床上浸水し、その後、水が引いたことによる被害が対象です。
- 公的機関の罹災証明書で全壊～小壊および床上浸水の証明が同時に記載されていた場合には、給付額の高い被害程度の給付を行うこととします。

3 -2 床下浸水被害※ ※地下および半地下の被害は含まれません。

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 突発的な外因による直接の被害が対象です。(川の氾濫・増水などにより水が建物に一気に押し寄せ、その力で建物に損壊の被害が出たものは含みません。)
- 水が時間をかけ、徐々に水位が上がり地盤面を超え床下浸水し、その後、水が引いたことによる被害が対象です。
- 業者に依頼し修復工事を行った場合は、床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行った旨が記載されている見積書、請求書、領収書の提出が必要です。業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬(消石灰など)の購入が記載された購入店の領収書及び明細書の提出が必要です。その他、同意書(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)、床下浸水したことがわかる写真、新聞記事などの提出も必要となります。

4-1 地震による損壊被害

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 公的に証明できる天災であることが必要です。
- 突発的な外因による直接の被害が対象です。(老朽化による損壊やヒビ割れは含みません。)
- 住宅の一部とみなす設備、機器(エアコンの室外機、給水設備、給湯設備およびソーラー発電設備)が損壊した場合も見舞金の対象になります。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率を適用します。
- テレビアンテナ(パラボラを含む)の被害は、個人加入と団体加入を合計し、1口1,000円×加入口数となります。ただし、支払った費用の範囲内とし、業務用、趣味の無線アンテナ、および関連する設備は対象外です。
- 噴火、津波による住宅災害も見舞金の対象です。
- 見舞は修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。

5 その他の住宅災害見舞金

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 落雷による家電機器の被害。原則は、修理費用が対象です。買替えは、1点につき1万円限度。(携帯品やゲーム機と各関連機器は対象外となります。)
- 白アリによる住宅災害。罹災時点で継続加入期間24カ月を経過している加入者が対象です。住宅建物の補修工事費用に限ります。駆除や予防の経費は含みません。次回請求は、被害箇所の異なる場合も24カ月の経過を待たなければなりません。

4-2 地震のときの火災による被害

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 地震が原因で、同時またはその後発生した火災について給付します。
- 見舞は修復工事費用の範囲内(家財は対象外)で給付します。

6 生命共済給付金

支払対象事由



認定基準および確認事項

- 加入者(シルバー加入者を除く)が満68歳未満で死亡した場合、1口について2万円の見舞金が遺族に給付されます。

手続きについて もし、組合員の皆さまが火災等の住宅災害の被害に遭われたら…?

- 1 速やかに住宅あんしん共済までご報告ください。
- 2 全焼壊、大規模半壊、半焼壊、小焼壊、床上浸水の被害を受けた場合
 - 公的機関(消防署または警察署)の罹災証明書の原本、写真、見取り図(手書き可)、新聞記事などを提出してください。
- 3 見舞程度・床下浸水の被害を受けた場合
 - 被害箇所の修理復旧工事に支払った費用の範囲内で認定します。この場合、速やかに復旧工事を行うと同時に、公的機関(消防署または警察署)の罹災証明書の原本、業者の見積書、請求書、領収書、写真、見取り図(写真より被害箇所の特定が判りやすい場合)、新聞記事などを提出してください。
 - 床下浸水被害で、業者に依頼し修復工事を行った場合は、業者の見積書、請求書、領収書を提出してください。業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬(消石灰など)の購入が記載された購入店の領収書及び明細書を提出してください。なお、いずれの場合も、同意書(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)、床下浸水したことがわかる写真、新聞記事などの提出も必要となります。

(ご注意) 給付対象は火災や突発的なしなかも偶然におこる不可抗力が原因の住宅災害となります。住宅の欠陥および老朽化や劣化または腐食被害は対象外となります。